

宿 泊 約 款

|--|

（適用範囲）

- 第 1 条** 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申し込み）

- 第 2 条** 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

- 第 3 条** 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合にかぎります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 第 4 条** 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（施設における感染防止対策への協力の求め）

- 第 5 条** 当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第13号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

（宿泊契約締結の拒否）

- 第 6 条** 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテル（館）が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - 満室により客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会

- 障壁の除去を求める場合は除く。）、
- 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 北海道旅館業法施行 条例 10 条の規定する場合に該当するとき。

（宿泊契約締結の拒否の説明）

- 第 7 条** 宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊客の契約解除権）

- 第 8 条** 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の契約解除権）

- 第 9 条** 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテル（館）が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。（宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）、
 - 宿泊客が、当ホテル（館）に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 北海道旅館業法施行 条例 10 条の規定する場合に該当するとき。
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊契約解除の説明）

- 第 10 条** 宿泊客は、当ホテル（館）に対し、当ホテル（館）が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊の登録）

- 第 11 条** 宿泊客は予約時に次の事項を登録していただき、宿泊当日は当館が定めるチェックインシステムにおいて、内容のご確認を行って頂きます。
- 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
 - その他当館が必要と認める事項。
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

- 第 12 条** 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- 超過3時間までは、室料相当額の30％
 - 超過6時間までは、室料相当額の50％
 - 超過6時間以上は、室料相当額の100％
- 3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70％とします。

（利用規則の遵守）

- 第 13 条** 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。
- 又、『旅館業における衛生等管理要領』に基づき、当館における男女の区別は身体的特徴をもって判断しております。それ以外の解釈による利用は固くお断りいたします。

（営業時間）

- 第 14 条** 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- フロント・キャッシャー等サービス時間：
 - 門 限 午前 0 時 00 分
 - フロントサービス 午前 7 時～午後 10 時迄
 - 飲食等（施設）サービス時間
 - 朝 食 午前 7 時 00 分～午前 8 時 30 分（食堂）
 - 夕 食 午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分（客室・食堂）
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

（料金の支払い）

- 第 15 条** 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当館の責任）

- 第 16 条** 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

- 第 17 条** 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき理由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物等の取扱い）

- 第 18 条** 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を補償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告がなかったものについては、当館に故意又は重大な過失があった場合を除き10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

- 第 19 条** 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合においてその所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、前条の規定に準じるものとします。

（駐車 の責任）

- 第 20 条** 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

- 第 21 条** 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

（支配する国語）

- 第 22 条** 本約款は日本語と英語で作成されますが、約款の両文の間に不一致又は相違がある際には、日本語が全ての点について支配するものとします。

（管轄及び準拠法）

- 第 23 条** 本約款に関して生じる一切の紛争については、当館の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第1 宿泊料金等の算定方法 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内	訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（1泊素泊まり）②サービス料	
	追加料金	③追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金	
	税 金	イ 消費税	ロ 入湯税

備考1. 基本宿泊料は年度基本料金表によります。

- 子供料金の適用はありません。

別表第2 違約金 (第8条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知をうけた日	不泊	当日	前日	5日前	10日前	21日以前						
100名まで		100％	100％	100％	100％	70％	50％						
101名以上		100％	100％	100％	100％	70％	50％						

- 注 1. ％は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 連泊予約において、契約日数が短縮した場合は、その短縮された日毎に違約金を収受します。
3. 団体客（17名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けた日）における宿泊人数の10％（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいいただきません。
4. 宿泊商品等により、契約時に個別に設定された違約金規定の明示がある場合は、その規定が優先されます。
5. 自然災害(暴風雨・暴風雪など)の発生の際も、規定の違約金を承ります。但し、自然災害による航空機、鉄道、バス等交通機関の欠航・運休時、及び主要道路の閉鎖等により、当館にお越しいただけない場合につきましては違約金を承りません。